

大刀洗町議会基本条例の評価にあたって

令和 8 年 7 月 27 日 大刀洗町議会議長 高橋 直也

大刀洗町議会は、「町民に身近な議会及び議員の活動の活性化と充実のために、必要な議会運営の事項を定めることによって、情報公開と町民参加を基本にした町民に信頼され、存在感のある議会をつくること」と目的として議会基本条例を平成 25 年 12 月に制定し、平成 26 年 4 月 1 日に施行しました。

この間、条文そのものは改定せず、条例にもとづく議会活動の深化を図ってきました。議会報告会や議会モニター制度を始めとする広報・広聴活動を通じ、住民の皆さんのご意見を軸に、年間の政策サイクルを機能させ、政策立案に反映させるよう議会全体で努力を重ねてきました。

こうした活動が評価され、平成 29 年度には全国町村議会議長会から特別表彰を、令和 6 年度の全国広報コンクールでは最優秀賞を受賞（入賞は 11 年連続）するなど、全国的な評価もいただいています。

いっぽう、令和 7 年度の議会運営においては、

- 過去 2 回の教育委員の同意に関する議決において、地方自治法にもとづき参与できない安丸眞一郎議員が議事に参与していた事実が明らかとなった
- うち 1 件について町長が再議を提起し、議会は否決（不同意）
- 上記の件に関し、過去 2 回の議決（うち 1 回は議長の職にあった）に違法に参与した安丸眞一郎議員に対し、本条例第 2 条 1 項、第 15 条が定めた議会の公正性や信頼性の確保、政治倫理条例の遵守義務を損なうものとして問責決議を議決

こうした事態を踏まえ、大刀洗町議会として、諸法規を遵守し、基本条例に基づく議会運営、議員活動に努めることを改めて確認したところです。

今後の方向性として、毎年のように課題として挙げておきながら具体的な対応ができていない項目や、これまでの活動経過が公式に蓄積されていないなどの課題があります。

また、住民の皆さんや第三者による検証も必要と考えます。

令和 8 年度は、次回の改選に向けて、今期の活動とこれまでの 12 年間の活動を総括し、次期につながる制度設計や改善を図る年度とすべく、議会運営委員会を所管として、全体で協議を重ねます。